

いじめ防止基本方針

〈学校教育目標〉 心豊かで、学び合い、目標を持って行動できる大里っ子の育成
〈校訓〉 やさしく かしこく たくましく

家庭・地域との連携

ア 学級PTAやPTA総会などでいじめ問題について考える機会を設けるなど、いじめの根絶に向けたネットワークづくりに努める。
イ 家庭や地域に対して、学校便り等でいじめに対する学校側の基本方針等を説明し、連携協力を呼びかける。

【いじめ対策委員会】

〈目的〉

いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処してその適切な解決を図ること。

〈基本認識〉

- ① いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ② いじめられている子どもの立場で親身になって指導を行う。
- ③ 教師の児童・生徒観や指導の在り方が、今問われていることを認識する。
(かけがえのない命を守る。)
- ④ 学校、家庭、地域社会などすべての関係者が一体となり取り組むことが必要である。

〈構成〉

校長、教頭、生活指導係、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者等、教育委員）から構成

関係機関等との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関、児童相談所、警察、教育委員、人権委員などと連携協力を行う。

【未然防止の取組】

① 指導体制

ア 校長を中心に、全職員が協力して対応を行う。 イ いじめを防止することの重要性について、理解を深めるための研修を行う。
ウ 積極的生徒指導を展開する。 エ 児童・生徒からのサインを見逃さず、一つ一つの的確に対応を行う。

② 教育相談

ア 児童・生徒の悩みや要望を受け止められる相談体制を機能させる。 イ 保健室の機能を十分生かし養護教諭からの情報を活用する。
ウ 教育相談体制を充実させ、保護者の要望にも十分応えられるように行う。 エ 児童・生徒の悩みが解消されるまで、継続的な指導を行う。

③ 教育活動

ア 道徳や学級活動の時間にいじめの問題を取り上げ指導を行う。
イ 児童・生徒会活動等、いじめ防止に向けた自主的な取り組みに対する支援を行う。
ウ 児童・生徒に幅広い体験活動を積み重ね、社会性の涵養や豊かな情操、コミュニケーション能力を培う教育活動を推進する。

【早期発見の取組】

- ① いじめを発見する手だての職員の共通理解
- ② いじめを訴えることの意義と手段の児童生徒への周知
- ③ 保護者や地域からいじめ情報提供への協力依頼
- ④ いじめアンケートの実施
- ⑤ 個別面談、教育相談の実施

【対応】

① いじめられた子どもへの対応

ア 必ず守り通すという姿勢を明確にし、安心させ、教師、養護教諭の誰かが必ず対応する。
イ 決して一人で悩まず、必ず親や教師など誰かに相談すべきことを指導する。
ウ いじめの事実関係を把握することが必要だが、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止める。
エ いじめた子を謝らせるなど、形式的な謝罪だけで終わらないよう、その後について継続的に見守る。
オ 子どもの長所を積極的に見つけ、認め、自信を持たせ、やる気を起こさせる。

② いじめた子ども・傍観者への対応

ア いじめられた子どもの苦痛を十分理解させ、いじめは絶対許されない行為であることを分からせる。
イ いじめを見ていた子どもからも事情を聞き、実態を正確に把握する。
ウ 集団のいじめはいじめの中心人物が見えにくい。集団の力関係や言動を正しく分析する。
エ どんなことがいじめであったかを明確にさせる。
オ いじめが解決したとみられても継続して注意を払い、折りに触れ必要な指導をする。

③ いじめられた子どもの保護者への対応

ア いじめの訴えはもちろん、どんな些細な相談でも真剣に受け止め、誠意ある対応をする。
イ 家庭訪問や来校により話し合いの機会を早急に持つ。子どもを守り通すことを伝える。
ウ 学校が把握したいじめに関する実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。
エ 学校での様子などその都度連絡し、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
オ 家庭での子どもの様子について注意を払い、子どもの変化について学校への連絡を要請する。

④ いじめた子どもの保護者への対応

ア いじめの事実を正確に伝え、いじめられた子と保護者のつらさに気づかせる。
イ 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力し、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うよう要請する。
ウ いじめは絶対正当化できないものであることを伝え、家庭での指導を要請する。
エ 子どもとの関わり方や家庭教育の見直しについて保護者や本人と考え具体的に助言する。

⑤ 関係機関との連携

・ 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携をとる。

【年間計画】

月	児童生徒関係	職員関係	家庭・地域連携関係	検証関係
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだち週間 ・家庭訪問 ・いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針の確認 ・各教科における指導計画の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会 ・学級PTA ・家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの集計と分析 ・家庭訪問等をもとにした共通理解事項の確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・全体指導 ・教育相談（二者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修 (家庭訪問等をもとにした共通理解事項の確認) 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談のまとめ
6	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談 (スクールカウンセラー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修 (学校カウンセリングの在り方) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談 (スクールカウンセラー) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯・ネット利用実態調査 ・情報モラルについての指導 ・いじめアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルについての啓発 ・全体PTA ・学級PTA 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの集計と分析
8	<ul style="list-style-type: none"> ・三者相談（希望者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期休業中研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者相談 (希望者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談のまとめ
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだち週間 ・教育相談（二者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談をもとにした共通理解事項の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談のまとめ
10	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒会活動 			
11	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教室 ・教育相談週間 ・教育相談 ・「学校楽しいーと」の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談をもとにした共通理解事項の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 (前期課程：二者, 後期課程：三者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校楽しいーと」の分析と児童・生徒理解 ・教育相談のまとめ
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> ・全体PTA ・学級PTA 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの集計と分析
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだち週間 ・教育相談週間 ・いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談をもとにした共通理解事項の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談のまとめ
2			<ul style="list-style-type: none"> ・全体PTA ・学級PTA 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談 			<ul style="list-style-type: none"> ・次年度活動計画案作成